

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

目次

本則

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則（平成十七年
総務省
内閣省令第一号）

附則

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則（平成十七年内閣府総務省令第一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（用語の意義）</p> <p>第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資信託委託会社 法第二条第一項に規定する投資信託委託会社をいう。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（選定の結果の公表）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 選定の結果の公表に当たっては、少なくとも証券投資信託に関する次に掲げる事項を示して行わなければならない。</p> <p>一 投資信託委託会社の名称</p> <p>二・三 （略）</p> | <p>（用語の意義）</p> <p>第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資信託委託業者 法第二条第一項に規定する投資信託委託業者をいう。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（選定の結果の公表）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 選定の結果の公表に当たっては、少なくとも証券投資信託に関する次に掲げる事項を示して行わなければならない。</p> <p>一 投資信託委託業者の名称</p> <p>二・三 （略）</p> |

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。